

消 防 予 第 5 4 5 号
平成22年12月14日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消 防 庁 予 防 課 長
(公 印 省 略)

「消防法施行規則の一部を改正する省令」等の運用について（通知）

「消防法施行規則の一部を改正する省令」（平成22年総務省令第109号。以下「改正規則」という。）及びこれに伴う関係告示の一部を改正する告示（以下「改正告示」という。）が本日公布されたことについては、「消防法施行規則の一部を改正する省令」等の公布について」（平成22年12月14日付け消防予第544号）により通知したところです。

今回の改正により消防法に基づく講習のカリキュラム基準の見直しが行われることに伴い、その実施上の留意事項及び講習内容に関する指針を以下のとおりとりまとめましたので、お知らせします。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、改正規則及び改正告示の運用について十分配慮されるとともに、貴都道府県内の市町村（消防法の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 カリキュラム基準改正の実施上の留意事項について

- (1) 今回の改正概要は別紙1のとおりであるが、今回の改正規則及び改正告示によるカリキュラム基準改正の趣旨は、消防法令に基づく各種の講習について、必要な防火・防災性能を確保することを前提に、受講者の負担軽減の観点から講習内容の効率化を図ることにあること。
- (2) 改正規則及び改正告示による改正後の講習事項又は講習科目は、各講習により養成される資格者の知識及び技能として必要とされる事項又は科目の基準を示したものであり、地域の実情に応じ、必要な事項又は科目を講習事項又は講習科目に追加することは差し支えないものであるが、各講習実施機関は、今回の改正規則及び改正告示の運用に当たっては、上記の改正趣旨を踏まえて、適切な対応を図らねばならないこと。
- (3) 今回の改正では、他講習既修者に対する科目免除を大幅に拡大しているところであるが、科目免除対象者に対しては、一般受講者と同様、免除科目分に係る内容も含めた修了考査、効果測定等を実施するなどの方法により、講習既修者に求

められる知識及び技能の修得が確実に行われていることを確認いただきたいこと。

2 防火管理講習等に係る講習内容の指針について

- (1) 今回のカリキュラム基準の改正に伴い、防火管理講習、防災管理講習及び自衛消防業務講習の内容に関する指針を以下のとおり定めたので、参考とされたいこと。

別紙2	甲種防火管理新規講習の内容に関する指針
別紙3	乙種防火管理講習の内容に関する指針
別紙4	甲種防火管理再講習の内容に関する指針
別紙5	防災管理新規講習の内容に関する指針
別紙6	防災管理再講習の内容に関する指針
別紙7	甲種防火管理新規講習と防災管理新規講習を併せて実施する講習の内容に関する指針
別紙8	甲種防火管理再講習と防災管理再講習を併せて実施する講習の内容に関する指針
別紙9	自衛消防業務講習及び追加講習の内容に関する指針

- (2) 上記に伴い、以下の通知は廃止するものであること。

ア 「防火管理講習指導要領の全部改正について」（平成16年3月29日付け消防安第45号）

イ 「甲種防火管理再講習の指導要領について」（平成16年3月29日付け消防安第44号）

ウ 「自衛消防組織の業務に関する講習の内容及び防災管理講習の指導要領について」（平成20年9月24日付け消防予第244号）

消防法施行規則の一部を改正する省令等に係る改正概要 (消防法に基づく講習関係)

第 1 改正の趣旨

消防法に基づく防火管理講習、消防設備点検資格者講習、防火対象物点検資格者講習、自衛消防業務講習、防災管理講習及び防災管理点検資格者講習について、必要な防火・防災性能を確保することを前提に、受講者の負担軽減の観点から講習内容の効率化を図ることとし、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号。以下「規則」という。）及び関係する消防庁告示の改正により、以下のとおりカリキュラム基準の見直しを行うものである。

- 1 防火管理講習及び防災管理講習は、講習科目の大きくくり化等により効率化を図り、講習時間数を縮減すること。
- 2 講習間で類似する内容を共通科目化し、他講習既修者に対する科目免除を大幅に拡大すること。
- 3 再講習については、その内容を直近の制度改正等の修得に限定し、講習時間数を縮減すること。

第 2 改正概要

1 防火管理講習

- (1) 講習事項について以下の見直しを行うことにより、甲種防火管理講習の講習時間を 12 時間から 10 時間に、乙種防火管理講習の講習時間を 6 時間から 5 時間に、それぞれ改める。

ア 「防火管理の重要性」、「防火管理者の責務」及び「共同防火管理」を統合することにより講習時間を縮減すること。

イ 「訓練及び教育」について、内容の見直しにより講習時間を縮減すること。

- (2) 防火対象物点検資格者講習の既修者を、「防火管理者として必要な学識経験を有すると認められる者」として新たに位置付ける。

- (3) 消防設備点検資格者講習又は自衛消防業務講習（※）の既修者について、甲種防火管理講習において重複する講習事項（2 時間）を免除する。

※ 規則第 4 条の 2 の 1 4 に掲げる自衛消防業務新規講習及び自衛消防業務再講習の既修者のほかに、「消防法施行規則第 4 条の 2 の 1 3 第 3 号の規定に基づき、同条第 1 号及び第 2 号に掲げる者に準ずる者を定める件」（平成 20 年消防庁告示第 14 号）第 1 に定める追加講習の既修者を含む（以下同じ。）。

- (4) 甲種防火管理再講習について、その内容を直近の制度改正等の修得に限定することにより、講習時間を 3 時間から 2 時間に改める。

2 消防設備点検資格者講習

甲種防火管理講習、防火対象物点検資格者講習又は自衛消防業務講習の既修者について、重複する講習科目（2 時間）を免除する。

3 防火対象物点検資格者講習

- (1) 甲種防火管理講習を修了した防火管理者について、重複する講習科目の免除を拡大（現行4時間から10時間へ）する。
- (2) 甲種防火管理講習の既修者について、重複する講習科目（10時間）を免除する。
- (3) 乙種防火管理講習の既習者について、重複する講習科目（4時間）を免除する。

4 自衛消防業務講習

- (1) 甲種防火管理講習及び防災管理講習を修了した者（併催講習の既修者を含む。）について、重複する講習科目（7時間）を免除する。
- (2) 自衛消防業務再講習について、その内容を直近の制度改正等の修得及び最近の災害事例を踏まえた訓練の実施に限定することにより、講習時間を6時間から4時間に改める。

5 防災管理講習

- (1) 講習事項について以下の見直しを行うことにより、防災管理講習の講習時間を5時間から4時間30分に改める。
 - ア 「防災管理の重要性」、「防災管理者の責務」及び「共同防災管理」を統合すること。
 - イ 「施設及び設備の維持管理」及び「防災管理に係る消防計画」を統合することにより講習時間を縮減すること。
- (2) 防災管理点検資格者講習の既修者を、「防災管理者として必要な学識経験を有すると認められる者」として新たに位置付ける。
- (3) 自衛消防業務講習の既修者について、重複する講習事項（1時間30分）を免除する。
- (4) 防災管理再講習について、その内容を直近の制度改正等の修得に限定することにより、講習時間を3時間から2時間に改める。
- (5) 甲種防火管理講習と併催で行う講習について、講習事項の統合及び内容の見直しにより講習時間を14時間から12時間に改める。
- (6) 甲種防火管理再講習と併催で行う再講習について、その内容を直近の制度改正等の修得に限定することにより、講習時間を4時間から3時間に改める。

6 防災管理点検資格者講習

- (1) 防災管理講習を修了した防災管理者について、重複する講習科目の免除を拡大（現行3時間から4時間30分へ）する。
- (2) 防災管理講習の既修者について、重複する講習科目（4時間30分）を免除する。
- (3) 防災管理点検資格者再講習について、その内容を直近の制度改正等の修得に限定することにより、講習時間を3時間から2時間に改める。

第3 施行期日

平成23年4月1日

甲種防火管理新規講習の内容に関する指針

第1 防火管理の意義及び制度（2時間）

この講習事項では、主に以下に掲げる内容について、受講者に理解させることを目的とする。

- 過去の火災事例から学ぶ防火管理の教訓に関すること
- 複数管理権原防火対象物における連絡及び協力体制に関すること

1 過去の火災事例から学ぶ防火管理の教訓

(1) 目標

過去の火災事例に基づき、防火管理業務の基本的事項(出火防止、消防用設備等及び防火・避難施設の維持管理、訓練並びに従業員等関係者への防災教育)を導き出し、防火管理の重要性及び要点を理解させる。

(2) 重点事項及び説明内容

ア 社会的に注目され、防火管理上の問題が指摘された過去の火災事例を挙げ、その概要及び防火管理上の問題点(複数管理権原防火対象物を含む。)を説明する。

イ 防火管理者として法的に求められる責務として、以下の項目を説明する。

(ア) 防火管理者として行うべき防火管理業務(出火防止、消防用設備等及び防火・避難施設の維持管理、訓練並びに従業員等関係者への防災教育)

(イ) 防火管理業務実施時において、必要に応じ管理権原者に指示を求めると及び火元責任者その他の防火管理業務従業者に対し指示を与えることの義務

(ウ) 管理権原者に求められる防火管理責任

a 防火管理者の選任及び防火管理者を介する防火管理業務の実施義務

b 消防用設備等の設置維持義務及び防災物品の使用義務

c 共同防火管理実施義務

d 防火対象物の定期点検結果の報告義務

エ 防火管理業務の実施に際し重要な届出書類等として、以下の項目を説明する。

(ア) 管理権原者が届け出る必要のあるもの

a 防火管理者選任(解任)届出

b 共同防火管理協議事項届出

(イ) 防火管理者が届出等を行う必要のあるもの

a 防火管理に係る消防計画の届出

b 消火訓練及び避難訓練実施時の消防機関への通報

エ 過去の火災事例に基づき、管理権原者及び防火管理者の社会的な責任について説明するとともに、消防法令に違反した場合の罰則について説明する。

2 複数管理権原防火対象物における連絡及び協力体制

(1) 目標

過去の火災事例に基づき、複数管理権原防火対象物における連絡及び協力体制の必要性を考えさせるとともに、共同防火管理の重要性を理解させる。

(2) 重点事項及び説明内容

過去の複数管理権原防火対象物の火災事例を挙げ、異なる管理系統間における連絡及び協力体制の必要性並びに共同で行う避難訓練の重要性を理解させる。

第2 火気管理（2時間）

この講習事項では、主に以下に掲げる内容について、受講者に理解させることを目的とする。

- 火気取扱いの基本知識及び出火防止対策に関すること
- 工事中の防火管理対策に関すること

1 火気取扱いの基本的知識及び出火防止対策

(1) 目標

火気取扱い(ガス及び危険物品の取扱いを含む。)の基本的な知識及び出火防止対策の重要性並びに火災危険と建物の内装及び収納物との関係を理解させるとともに、各々の防火対象物に即した出火防止の方法を自ら考えることができる能力を養う。

(2) 重点事項及び説明内容

- ア 建物火災の危険性、特に延焼性状、煙の挙動等の基本的知識を理解させる。
- イ 建物火災の主な出火原因について、事例を挙げて問題点を指摘し、火気取扱い(ガス及び危険物品の取扱いを含む。)の基本的事項を含め、その対策を説明する。
なお、建物火災の主な出火原因については、全国上位にあるもののほか、各市町村又は都道府県における出火原因の上位についても併せて説明することが望ましい。
- ウ 建物の出火及び拡大危険と建物の内装及び収納物との関係について、主に以下の項目を説明する。
 - (ア) 不燃性等の材料及び防炎性の物品
 - (イ) 灯油等の危険物品

エ 火元責任者の指定、出火危険箇所の見回り、チェックリストの作成等組織的な出火防止体制の確立の必要性について、具体的な事例を挙げて説明する。

オ 喫煙管理条例等で定める火の使用に関する制限について説明する。

カ 地震時の出火防止の重要性及び地震によって発生する主な火災の原因とその対策について説明する。

2 工事中の防火管理対策

(1) 目標

過去の工事中の火災事例に基づき、工事中の防火管理対策の重要性を理解させるとともに、工事中の通報、連絡及び避難体制並びに工事により使用できなくなる消防用設備等及び防火・避難施設の機能を補う対策の必要性を理解させる。

(2) 重点事項及び説明内容

ア 過去の工事中の災害事例に基づき、工事中の防火対象物等を使用する際、火災危険性が増大することを理解させる。特に、工事に伴い消防用設備等及び防火・避難施設の一部機能停止等があるため、出火及び延焼拡大の危険性が増大すること並びに工事関係者の立ち入りにより一元化された管理体制でなくなることを中心に説明する。

イ 工事部分に持ち込まれる塗料や接着剤等の危険物品の種類及び特性並びにその保安対策について理解させる。また、市町村条例で定める指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準について説明する。

ウ 工事中の防火対象物等における火災危険性に対応した防火管理対策を理解させ、消防計画に集成すべきことを説明する。

第3 施設及び設備の維持管理（2時間）

この講習事項では、主に以下に掲げる内容について、受講者に理解させることを目的とする。

- 消防用設備等及び防火・避難施設の概要及び点検の必要性に関すること
- 点検体制の確立の必要性に関すること
- 日常点検の要点に関すること

1 消防用設備等及び防火・避難施設の概要及び点検の必要性

(1) 目標

消防法に規定する消防用設備等及び建築基準法に規定する防火・避難施設を理解させるとともに、防火対象物に設置されている主要な消防用設備等及び防火・避難施設の種類及び役割並びに過去の火災事例に基づく消防用設備等及び防火・避難施設の点検の必要性を理解させる。

(2) 重点事項及び説明内容

- ア 消防用設備等及び防火・避難施設の種類及び役割について説明し、その設置目的を理解させる。
- イ 消防用設備等及び防火・避難施設の維持管理の不備により、大きな被害を出した過去の主な火災事例を挙げ、その問題点を整理するとともに、点検の必要性を理解させる。

2 点検体制の確立の必要性

(1) 目標

消防用設備等及び防火・避難施設の点検のあり方について説明し、組織的な点検体制の確立の必要性を理解させるとともに、消防用設備等の点検報告制度の概要を理解させる。

(2) 重点事項及び説明内容

- ア 消防用設備等及び防火・避難施設の機能を正常に維持するためには、日頃からその機能について点検を行うとともに、定期的な所定の点検を行う必要があり、そのための体制確立の必要性があることを理解させる。
- イ 防火対象物の用途、規模等に応じた点検体制のあり方について説明する。
- ウ 消防法に規定する消防用設備等の点検報告制度の概要を説明する。

3 日常点検の要点

(1) 目標

主要な消防用設備等及び防火・避難施設等の種類に応じ、日常の機能保持に必要な自主点検時の要点を説明する。

(2) 重点事項及び説明内容

点検時の要点について、具体的な例を挙げて説明する。その際、消防用設備等及び防火・避難施設の種類によっては、訓練を兼ねて点検を行うことが効果的であることを説明する。

- ア 警報設備 主として自動火災報知設備及び放送設備について説明する。
- イ 消火設備 主として消火器、屋内消火栓設備及びスプリンクラー設備について説明する。
- ウ 避難設備 主として救助袋、緩降機及び誘導灯について説明する。

エ 防火施設 主として防火区画、防火戸及び防火シャッターについて説明し、特に防火戸等の閉鎖障害の排除の必要性について説明する。

オ 避難施設 主として階段、廊下及び通路について説明し、特に物品放置、施錠等による避難障害の排除の必要性について説明する。

第4 防火管理に係る訓練及び教育（2時間）

この講習事項では、主に以下に掲げる内容について、受講者に理解させることを目的とする。

- 緊急時に対応する訓練のあり方に関する事
- 自衛消防組織の編成及び防災センターの意義及びそのあり方に関する事
- 消防用設備等及び防火・避難施設の操作要領に関する事
- 従業員教育の内容及び実施方法に関する事

1 緊急時に対応する訓練のあり方

(1) 目標

緊急時の対応を理解させ、実技又は映像等を通して具体的かつ効果的な訓練の方法を理解させる。

(2) 重点事項及び説明内容

ア 通報訓練

(ア) 火災発生時における迅速かつ的確な通報の重要性について、過去の火災事例、火災通報の録音テープ等を活用して説明する。

(イ) 加入電話による通報の要領を説明し、可能であれば通報訓練を体験させる。また、携帯電話の通報要領について説明する。

イ 消火訓練

映像等を活用して各種消火器の取扱要領の説明を行い、可能であれば消火訓練を体験させる。

2 自衛消防組織の編成及び防災センターの意義及びそのあり方

(1) 目標

自衛消防組織のあり方を理解させるとともに、防災センターの役割を把握させ、その活動内容を理解させる。

(2) 重点事項及び説明内容

- ア 自衛消防組織の編成方法について、具体例を挙げて説明する。
- イ 自衛消防活動の内容について、事例を挙げて具体的に説明する。なお、必要に応じ、防災センターの意義及び役割について説明する。
- ウ 具体的な自衛消防訓練の例に触れながら、防火対象物の特性に応じた実戦的かつ効果的な訓練方法を自主的に計画し、実施できるような能力を養う。

3 消防用設備等及び防火・避難施設の操作要領

(1) 目標

消防用設備等及び防火・避難施設の操作要領について、実技又は映像等を通して習得させる。

(2) 重点事項及び説明内容

映像等を活用して主要な消防用設備等の操作要領の説明を行い、可能であれば訓練用設備を用いて操作を体験させる。

4 従業員教育の内容及び実施方法

(1) 目標

従業員に教育すべき重要事項を理解させ、模範的な教育の事例を示すことにより従業員教育のあり方を考えさせる。

(2) 重点事項及び説明内容

- ア 従業員の日常における行動の中で特に留意すべき危険な行為(物品の放置等による防火戸の閉鎖障害、通路及び階段への可燃性物品及び避難障害物品の放置等)の具体例を挙げ、従業員に教育する重要事項を理解させる。
- イ 従業員教育が適切に行われている模範的な教育事例を挙げ、従業員教育のあり方を説明する。

第5 防火管理に係る消防計画（2時間）

この講習事項では、主に以下に掲げる内容について、受講者に理解させることを目的とする。

- 防火管理に係る消防計画の作成に関すること

1 防火管理に係る消防計画の作成

(1) 目標

過去の火災事例に基づき、建物火災の発生要因及び延焼拡大性状を勘案した緊急時の対応のあり方を考えさせるとともに、消防計画の作成能力を養う。

(2) 重点事項及び説明内容

- ア 過去の火災事例を基に自己の防火対象物に潜在する火災危険性を認識させ、緊急時に対応するための必要な対策を立てることの重要性を理解させるとともに、日常の火災予防活動等の方法と併せて、消防計画として作成することの必要性を理解させる。
- イ 緊急時に対応可能な消防計画の作成及びその訓練を通じた実効性の確保は、防火管理者の行うべき業務の基幹をなすものであることを理解させる。
- ウ 消防計画に必要とされる以下の基本的な事項について、具体的に説明する。
 - (ア) 緊急時に対応するための自衛消防活動の内容及び活動内容に対応した自衛消防組織の編成並びにそれらを踏まえた訓練の実施等
 - (イ) 日常の火災予防活動等において必要な火元責任者を中心とした火気管理組織、消防用設備等及び防火・避難施設の点検体制、従業員に対する定期的な防災教育体制等
 - (ウ) 防火管理業務の一部を警備業者等外部の者に委託する場合における消防計画の内容
- エ 自己の防火対象物にあった消防計画を防火管理者自らが作成し、その計画に基づいた防火管理を実施することの重要性

乙種防火管理講習の内容に関する指針

第1 防火管理の意義及び制度（1時間）

この講習事項では、主に以下に掲げる内容について、受講者に理解させることを目的とする。

- 過去の火災事例から学ぶ防火管理の教訓に関すること
- 複数管理権原防火対象物における連絡及び協力体制に関すること

1 過去の火災事例から学ぶ防火管理の教訓

(1) 目標

過去の火災事例に基づき防火管理の重要性を認識させるとともに、防火管理者の責務を明確にする。

(2) 重点事項及び説明内容

ア 防火管理者として法的に求められる責務について、以下の項目を説明する。

- (ア) 防火管理者として行うべき防火管理業務（消防計画の作成、訓練の実施義務）
- (イ) 防火管理業務実施時において、必要に応じ管理権原者に指示を求めること及び火元責任者その他の防火管理業務従業者に対し指示を与えることの義務
- (ウ) 管理権原者に求められる防火管理責任
 - a 防火管理者の選任及び防火管理者を介する防火管理業務の実施義務
 - b 消防用設備等の設置維持義務及び防災物品の使用義務
 - c 共同防火管理実施義務
 - d 防火対象物の定期点検結果の報告義務

イ 防火管理業務の実施に際し重要な届出書類等について、以下の項目を説明する。

- (ア) 管理権原者が届け出る必要のあるもの
 - a 防火管理者選任（解任）届出
 - b 共同防火管理協議事項届出
- (イ) 防火管理者が届出等を行う必要のあるもの
 - a 防火管理に係る消防計画の届出
 - b 消火訓練及び避難訓練実施時の消防機関への通報

2 複数管理権原防火対象物における連絡及び協力体制

(1) 目標

過去の火災事例に基づき、複数管理権原防火対象物における連絡及び協力体制の必要性を考えさせるとともに共同防火管理の重要性を理解させる。

(2) 重点事項及び説明内容

過去の複数管理権原防火対象物の火災事例を挙げ、異なる管理系統間における連絡・協力体制の必要性及び防火管理上の問題点を理解させる。

第2 火気管理（1時間）

この講習事項では、主に以下に掲げる内容について、受講者に理解させることを目的とする。

○ 火気取扱いの基本的知識及び出火防止対策に関すること

1 火気取扱いの基本的知識及び出火防止対策

(1) 目標

火気取扱い(ガス及び危険物品の取扱いを含む。)の基本的な知識及び出火防止対策の重要性並びに火災危険と建物の内装及び収納物との関係を理解させるとともに、各々の防火対象物に即した出火防止の方法を自ら考えることができる能力を養う。

(2) 重点事項及び説明内容

ア 建物火災の危険性、特に延焼性状、煙の挙動等の基本的知識を理解させる。

イ 建物火災の主な出火原因について事例を挙げて問題点を指摘し、火気取扱い(ガス及び危険物品の取扱いを含む。)の基本的事項を含め、その対策を説明する。なお、建物火災の主な出火原因については、全国上位にあるもののほか、各市町村又は都道府県における出火原因の上位についても併せて説明することが望ましい。

ウ 建物の出火及び拡大危険と建物の内装及び収納物との関係について、主に以下の項目を説明する。

(ア) 不燃性等の材料、防炎性の物品

(イ) 灯油等の危険物品

エ 火元責任者の指定、出火危険箇所の見回り、チェックリストの作成等組織的な出火防止体制の確立の必要性について、具体的な事例を挙げて説明する。

オ 喫煙管理条例等で定める火の使用に関する制限について説明する。

カ 地震時の出火防止の重要性及び地震によって発生する主な火災の原因とその対策について説明する。

第3 施設及び設備の維持管理（1時間）

この講習事項では、主に以下に掲げる内容について、受講者に理解させることを目的とする。

- 消防用設備等及び防火・避難施設の概要及び点検の必要性に関すること
- 点検体制の確立の必要性に関すること
- 日常点検の要点に関すること

1 消防用設備等及び防火・避難施設の概要及び点検の必要性

(1) 目標

消防法に規定する消防用設備等及び建築基準法に規定する防火・避難施設を合わせ、防火対象物に設置されている主要な消防用設備等及び防火・避難施設の種類及び役割並びに過去の火災事例に基づく消防用設備等及び防火・避難施設の点検の必要性を理解させる。

(2) 重点事項及び説明内容

- ア 消防用設備等及び防火・避難施設の種類と役割について説明し、その設置目的を理解させる。
- イ 主な消防用設備等及び防火・避難施設の維持管理の不備により、大きな被害を出した過去の火災事例を挙げ、その問題点を整理するとともに、点検の必要性を理解させる。

2 点検体制の確立の必要性

(1) 目標

消防用設備等及び防火・避難施設の点検のあり方について説明し、組織的な点検体制の確立の必要性を理解させるとともに、消防用設備等の点検報告制度の概要を理解させる。

(2) 重点事項及び説明内容

- ア 消防用設備等及び防火・避難施設の機能を正常に維持するためには、日頃からその機能について点検を行うとともに、定期的な所定の点検を行う必要があり、そのための体制の確立の必要性があることを理解させる。
- イ 防火対象物の用途、規模等に応じた点検体制のあり方について説明する。
- ウ 消防法に規定する消防用設備等の点検報告制度について、その概要を説明する。

3 日常点検の要点

(1) 目標

主要な消防用設備等及び防火・避難施設等の種類に応じ、日常の機能保持に必要な自主点検時の要点を説明する。

(2) 重点事項及び説明内容

点検時の要点について、具体的な例を挙げて説明する。その際、消防用設備等及び防火・避難施設の種類によっては、訓練を兼ねて点検を行うことが効果的であることを説明する。

ア 警報設備 自動火災報知設備等について説明する。

イ 消火設備 消火器等について説明する。

ウ 避難設備 緩降機、誘導灯等について説明する。

エ 防火施設 主として防火区画、防火戸及び防火シャッターについて説明し、特に防火戸等の閉鎖障害の排除の必要性について説明する。

オ 避難施設 主として階段、廊下及び通路について説明し、特に物品放置、施錠等による避難障害の排除の必要性について説明する。

第4 防火管理に係る訓練及び教育（1時間）

この講習事項では、主に以下に掲げる内容について、受講者に理解させることを目的とする。

- 緊急時に対応する訓練のあり方に関すること
- 従業員教育の内容及び実施方法に関すること

1 緊急時に対応する訓練のあり方

(1) 目標

緊急時の対応を理解させ、実技又は映像等を通して具体的かつ効果的な訓練の方法を理解させる。

(2) 重点事項及び説明内容

ア 通報訓練

(ア) 火災発生時における迅速かつ的確な通報の重要性について、過去の火災事例、火災通報の録音テープ等を活用して説明する。

(イ) 加入電話による通報の要領を説明し、可能であれば通報訓練を体験させる。また、携帯電話の通報要領を説明する。

イ 消火訓練

映像等を活用して各種消火器の取扱要領の説明を行い、可能であれば消火訓練を体験させる。

2 従業員教育の内容及び実施方法

(1) 目標

従業員に教育すべき重要事項を理解させ、模範的な教育の事例を示すことにより従業員教育のあり方を考えさせる。

(2) 重点事項及び説明内容

従業員の日常における行動の中で特に留意すべき危険な行為(物品の放置等による防火戸の閉鎖障害及び通路、階段への可燃性物品、避難障害物品の放置等)の具体例を挙げ、従業員に教育する重要事項を理解させる。

第5 防火管理に係る消防計画（1時間）

この講習事項では、主に以下に掲げる内容について、受講者に理解させることを目的とする。

○ 防火管理に係る消防計画の作成に関すること

1 防火管理に係る消防計画の作成

(1) 目標

過去の火災事例に基づき建物火災の発生要因及び延焼拡大性状を勘案した緊急時の対応のあり方を考えさせるとともに、消防計画の作成能力を養う。

(2) 重点事項及び説明内容

ア 過去の火災事例を基に自己の建物に潜在する火災危険性を認識させ、緊急時に対応するための必要な対策を立てることの重要性を理解させるとともに、日常の火災予防活動等の方法と併せて、消防計画として作成することの必要性を理解させる。

イ 緊急時に対応可能な消防計画の作成及びその訓練を通じた実効性の確保は、防火管理者の行うべき業務の基幹をなすものであることを理解させる。

ウ 消防計画に必要とされる基本的な事項について、具体的に説明する。

(ア) 緊急時に対応するための自衛消防活動の内容、活動内容に対応した自衛消防組織の編成及びそれらを踏まえた訓練の実施等

(イ) 日常の火災予防活動等において必要な火元責任者を中心とした火気管理組織、消防用設備等及び防火・避難施設の点検体制、従業員に対する定期的な防災教育体制等

第6 その他

乙種防火管理講習については、甲種防火管理新規講習の一部と乙種防火管理講習の内容に関する指針を共通のものとし、甲種防火管理新規講習の1日目と乙種防火管理講習を兼ねることを可能としている。よって、乙種防火管理講習を実施していない消防本部等については、両講習を同時に実施するなど、必要に応じて乙種防火管理講習の受講希望者に対する便宜を図るよう努めていただきたい。

甲種防火管理再講習の内容に関する指針

第1 おおむね過去5年間における防火管理に関する法令の改正の概要に関すること (1時間程度)

1 目標

おおむね過去5年間に改正された防火管理に関する消防法令等の概要及び当該改正事項と防火管理との関係について理解させる。

2 重点事項及び説明内容

おおむね過去5年間に改正された消防法令等の改正内容及び経緯を説明するとともに、当該改正に伴う防火管理業務の要点について説明する。

第2 火災事例等の研究に関すること (1時間程度)

1 目標

最近の火災事例に基づき、防火管理業務の基本的事項(出火防止、消防用設備等及び防火・避難施設の維持管理、訓練、従業員等関係者への教育等)の重要性を再認識させる。

2 重点事項及び説明内容

(1) おおむね過去5年間に発生した火災事例を紹介し、当該事例を踏まえた防火管理上の教訓について説明する。

(2) 上記教訓から自己の防火対象物に潜在する火災危険性を認識させ、必要な対策を講じること及び日常の火災予防活動等が重要であることを説明する。また、最近の違反処理事例を説明し、消防法令違反の罰則について理解させる。

第3 その他

地域の実情に応じ必要であると認めた場合は、地震対策等必要な事項を追加しても差し支えないこと。

防災管理新規講習の内容に関する指針

第1 防災管理の意義及び制度（1時間30分）

この講習事項では、主に以下に掲げる内容について、受講者に理解させることを目的とする。

- 過去の災害事例から学ぶ防災管理の教訓に関すること
- 複数管理権原防災管理対象物における連絡及び協力体制に関すること

1 過去の災害事例から学ぶ防災管理の教訓

(1) 目標

過去の災害事例に基づき、防災管理業務の基本的事項（防災管理上必要な資機材等の整備、訓練及び従業員等関係者への防災教育）を導き出し、防災管理の重要性及び要点を理解させる。

(2) 重点事項及び説明内容

社会的に注目された過去の災害事例を挙げ、その概要を説明するとともに、防災管理業務の必要性を説明する。

ア 防災管理者として行うべき防災管理業務について、防災管理に係る消防計画の作成、訓練の実施義務、地震等の被害の発生防止対策、防災管理上必要な資機材等の整備等の基本的事項を中心に説明する。

イ 防災管理業務実施時において、必要に応じ管理権原者に指示を求めること及び防災管理業務従業者に対し指示を与えることの義務について説明する。

ウ 管理権原者に求められる防災管理責任について、以下の項目を中心に説明する。

(ア) 防災管理者の選任及び防災管理者を介する防災管理業務の実施義務

(イ) 共同防災管理実施義務

(ウ) 防災管理定期点検結果の報告義務

エ 防災管理業務の実施に際し、重要な届出書類等について説明する。

(ア) 管理権原者が届け出る必要のあるもの

a 防災管理者選任（解任）届出

b 共同防災管理協議事項届出

(イ) 防災管理者が届出等を行う必要のあるもの

a 防災管理に係る消防計画の届出

b 避難訓練実施時の消防機関への通報

(ウ) 消防法令に違反した場合の罰則について

2 複数管理権原防災管理対象物における連絡及び協力体制

(1) 目標

複数管理権原防災管理対象物における連絡及び協力体制の必要性を考えさせるとともに共同防災管理の重要性を理解させる。

(2) 重点事項及び説明内容

ア 複数管理権原防災管理対象物の問題点を挙げ、単一管理権原防災管理対象物とは異なる防災管理上の問題点があることを説明する。

イ 異なる管理系統間における連絡及び協力体制の必要性並びに共同で行う避難訓練の重要性を理解させる。

ウ 消防法に定める共同防災管理制度の内容を説明する。

エ 大規模・高層の防災管理対象物において、防災センターを中心とした管理体制や、自衛消防活動体制について説明する。また、全体の消防計画の作成上の留意事項についても説明する。

第2 施設及び設備の維持管理並びに防災管理に係る消防計画（1時間30分）

この講習事項では、主に以下に掲げる内容について、受講者に理解させることを目的とする。

- 防災管理上必要な構造及び設備の維持管理に関すること
- 日常点検の要点に関すること
- 防災管理に係る消防計画に関すること

1 防災管理上必要な構造及び設備の維持管理

(1) 目標

防災管理上必要な構造及び設備の維持管理について説明するとともに、各々の防災管理対象物に即した地震等の災害における被害軽減対策の方法を自ら考えることができる能力を養う。

(2) 重点事項及び説明内容

建築物の耐震診断、防災管理上必要な構造、家具等の転倒防止措置等について説明し、その実施及び維持管理体制について理解させる。

2 日常点検の要点

(1) 目標

防災管理上必要な構造及び設備等について、日常の自主点検時の要点を説明する。

(2) 重点事項及び説明内容

日常の自主点検時の要点について、以下のとおり具体的な例を挙げて説明する。

- ア 設備、家具等の固定措置について説明する。
- イ 装飾物、ガラス等の落下破損防止措置について説明する。
- ウ 避難施設、主として階段、廊下及び通路について説明し、特に物品放置、施錠等による避難障害の排除の必要性について説明する。

3 防災管理に係る消防計画の作成

(1) 目標

地震等の災害の被害の想定に基づき、建物の危険要因を勘案した緊急時の対応のあり方を考えさせるとともに、消防計画の作成能力を養う。

(2) 重点事項及び説明内容

- ア 地震等の発生時における建築物又は在館者の被害を想定し、緊急時に対応するための必要な対策を理解させる。
- イ 消防計画に必要とされる基本的な事項について、以下のとおり具体的に説明する。
 - (ア) 緊急時に対応するための自衛消防活動の内容及び活動内容に対応した自衛消防組織の編成並びにそれらを踏まえた訓練の実施等
 - (イ) 家具等の移動・転倒防止対策の実施及びその点検体制、従業員に対する定期的な防災教育体制等
 - (ウ) 防災管理業務の一部を警備業者等外部の者に委託する場合における消防計画の内容

第3 防災管理に係る訓練及び教育（1時間30分）

この講習事項では、主に以下に掲げる内容について、受講者に理解させることを目的とする。

- 緊急時に対応する訓練のあり方に関すること
- 自衛消防組織の編成及び防災センターの意義及びあり方に関すること
- 従業員教育の内容及び実施方法に関すること

1 緊急時に対応する訓練のあり方

(1) 目標

避難等に必要な対応を理解させ、具体的かつ効果的な訓練の方法を理解させる。

(2) 重点事項及び説明内容

- ア 映像等を活用して地震等の災害時の避難誘導や救出救護活動の要領の説明を行い、可能であれば実技を体験させる。
- イ 訓練を定期的に行い、その結果を踏まえた消防計画の内容の検証及び当該検証の結果に基づく消防計画の見直しの必要性を理解させる。

2 自衛消防組織の編成及び防災センターの意義及びあり方

(1) 目標

地震等の災害時の自衛消防組織及び防災センター等の役割を把握させ、その活動内容を理解させる。

(2) 重点事項及び説明内容

地震等の災害時の避難誘導、救出救護等の活動内容について具体的に説明する。
なお、必要に応じ、防災センター等の意義及び役割について説明する。

3 従業員教育の内容及び実施方法

(1) 目標

従業員に教育すべき重要事項を理解させ、模範的な教育の事例を示すことにより従業員教育のあり方を考えさせる。

(2) 重点事項及び説明内容

- ア 従業員の日常における行動の中で特に留意すべき危険な行為(不用意な物品等の高所積み上げ、通路、階段への避難障害物品の放置等)の具体例を挙げ、従業員に教育する重要事項を理解させる。
- イ 従業員教育が適切に行われている模範的な教育事例を挙げ、従業員教育のあり方を説明する。

防災管理再講習の内容に関する指針

第1 おおむね過去5年間における防災管理に関する法令の改正の概要に関すること (1時間程度)

1 目標

おおむね過去5年間に改正された防災管理に関する消防法令等の概要及び当該改正事項と防災管理との関係について理解させる。

2 重点事項及び説明内容

おおむね過去5年間に改正された消防法令等の改正内容及び経緯を説明するとともに、当該改正に伴う防災管理業務の要点について説明する。

第2 災害事例等の研究に関すること (1時間程度)

1 目標

最近の火災以外の災害事例に基づき、防災管理業務の基本的事項(被害発生及び拡大防止、設備等の維持管理、訓練並びに従業員等関係者への教育等)の重要性を再認識させる。

2 重点事項及び説明内容

(1) おおむね過去5年間に発生した火災以外の災害事例を紹介し、当該事例を踏まえた防災管理上の教訓について説明する。

(2) 上記教訓から自己の防火対象物に潜在する危険性を認識させ、必要な対策を講じること及び日常の被害予防活動等が重要であることを説明する。

第3 その他

防災管理再講習における各講習事項の講習時間については、本指針で定めた講習時間を参考に、各消防本部等における講習実施経緯等を踏まえ柔軟に対応いただきたいこと。

甲種防火管理新規講習と防災管理新規講習を併せて実施する 講習の内容に関する指針

第 1 防火管理及び防災管理の意義及び制度（2 時間 30 分）

この講習事項では、主に以下に掲げる内容について、受講者に理解させることを目的とする。

- 過去の火災事例及び災害事例から学ぶ防火管理及び防災管理の教訓に関すること
- 複数管理権原防火対象物における連絡及び協力体制に関すること

1 過去の火災事例及び災害事例から学ぶ防火管理及び防災管理の教訓

(1) 目標

過去の火災事例及び災害事例に基づき、防火管理業務及び防災管理業務の基本的事項(出火防止等の被害発生防止対策、地震等の被害の発生防止対策、消防用設備等及び防火・避難施設の維持管理、防災上必要な資機材等の整備、訓練及び従業員等関係者への防災教育)を導き出し、防火管理及び防災管理の重要性及び要点を理解させる。

(2) 重点事項及び説明内容

ア 社会的に注目された過去の災害事例を挙げて概要を説明し、その防火管理上又は防災管理上の問題点について理解させる。

イ 防火管理者及び防災管理者として法的に求められる責務として以下の項目を説明する。

(ア) 防火管理者及び防災管理者として行うべき防火管理及び防災管理業務（消防計画の作成、消防用設備等及び防火・避難施設の維持管理、訓練の実施義務並びに従業員等関係者への教育）

(イ) 防火管理及び防災管理業務実施時において、必要に応じ管理権原者に指示を求めること並びに火元責任者その他の防火管理業務従業者及び防災管理業務従事者に対し指示を与えることの義務

(ウ) 管理権原者に求められる防火管理及び防災管理責任

a 防火管理者及び防災管理者の選任並びに防火管理者及び防災管理者を介する防火管理及び防災管理業務の実施義務

b 消防用設備等の設置維持義務及び防災物品の使用義務

c 共同防火管理及び共同防災管理実施義務

d 防火対象物の定期点検結果の報告義務

e 防災管理定期点検結果の報告義務

ウ 防火管理及び防災管理業務の実施に際し、重要な届出書類等について説明する。

(ア) 管理権原者が届け出る必要のあるもの

- a 防火管理者及び防災管理者の選任（解任）届出
- b 共同防火管理協議事項届出
- c 共同防災管理協議事項届出
- d 自衛消防組織の設置届出

(イ) 防火管理者及び防災管理者が届出等を行う必要のあるもの

- a 消防計画の届出
- b 消火訓練及び避難訓練等実施時の消防機関への通報

エ 過去の火災事例に基づき、管理権原者並びに防火管理者及び防災管理者の社会的な責任について説明する。また、消防法令に違反した場合の罰則について説明する。

2 複数管理権原防火対象物における連絡及び協力体制

(1) 目標

過去の火災事例及び災害事例に基づき、複数管理権原防火対象物における連絡及び協力体制の必要性を考えさせるとともに共同防火管理及び共同防災管理の重要性を理解させる。

(2) 重点事項及び説明内容

過去の複数管理権原防火対象物の火災事例及び災害事例を挙げ、異なる管理系統間における連絡及び協力体制の必要性及び共同で行う避難等の訓練の重要性を理解させる。

第2 火気管理（2時間）

この講習事項では、主に以下に掲げる内容について、受講者に理解させることを目的とする。

- 火気取扱いの基本的知識及び出火防止対策に関すること
- 工事中の防火管理対策に関すること

1 火気取扱いの基本的知識及び出火防止対策

(1) 目標

火気取扱い(ガス及び危険物品の取扱いを含む。)の基本的な知識及び出火防止対策の重要性並びに火災危険と建物の内装及び収納物との関係を理解させるとともに、各々の防火対象物に即した出火防止の方法を自ら考えることができる能力を養う。

(2) 重点事項及び説明内容

- ア 建物火災の危険性、特に延焼性状、煙の挙動等の基本的知識を理解させる。
- イ 建物火災の主な出火原因について、事例を挙げて問題点を指摘し、火気取扱い（ガス及び危険物品の取扱いを含む。）の基本的事項を含め、その対策を説明する。
なお、建物火災の主な出火原因については、全国上位にあるもののほか、各市町村又は都道府県における出火原因の上位についても併せて説明することが望ましい。
- ウ 建物の出火及び拡大危険と建物の内装及び収納物との関係について、主に以下の項目を説明する。
 - (ア) 不燃性等の材料及び防炎性の物品
 - (イ) 灯油等の危険物品
- エ 火元責任者の指定、出火危険箇所の見回り、チェックリストの作成等組織的な出火防止体制の確立の必要性について、具体的な事例を挙げて説明する。
- オ 喫煙管理条例等で定める火の使用に関する制限について説明する。
- カ 地震時の出火防止の重要性及び地震によって発生する主な火災の原因とその対策について説明する。

2 工事中の防火管理対策

(1) 目標

過去の工事中の火災事例に基づき、工事中の防火管理対策の重要性を理解させるとともに、工事中の通報、連絡及び避難体制並びに工事により使用できなくなる消防用設備等及び防火・避難施設の機能を補う対策の必要性を理解させる。

(2) 重点事項及び説明内容

- ア 過去の工事中の火災事例に基づき、工事中の防火対象物を使用する際、火災危険性が増大することを理解させる。特に、工事に伴う消防用設備等及び防火・避難施設の一部機能停止等があるため、出火及び延焼拡大の危険性が増大すること及び工事関係者の立ち入りにより一元化された管理体制でなくなることを中心に説明する。
- イ 工事部分に持ち込まれる塗料や接着剤等の危険物品の種類と特性、保安対策について理解させる。また、市町村条例で定める指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準について説明する。
- ウ 工事中の対象物における火災危険性に対応した防火管理対策を理解させ、それを消防計画に集成すべきことを説明する。

第3 施設及び設備の維持管理（2時間30分）

この講習事項では、主に以下に掲げる内容について、受講者に理解させることを目的とする。

- 消防用設備等及び防火・避難施設の概要並びに点検の必要性に関すること
- 防災管理上必要な構造及び設備の維持管理の重要性に関すること
- 点検体制の確立の必要性に関すること
- 日常点検の要点に関すること

1 消防用設備等及び防火・避難施設の概要並びに点検の必要性

(1) 目標

消防法に規定する消防用設備等及び建築基準法に規定する防火・避難施設を合わせ、防火対象物に設置されている主要な消防用設備等及び防火・避難施設の種類及び役割を理解させるとともに、過去の火災事例に基づき消防用設備等及び防火・避難施設の点検の必要性を理解させる。

(2) 重点事項及び説明内容

- ア 消防用設備等及び防火・避難施設の種類と役割について説明し、その設置目的を理解させる。
- イ 主な消防用設備等及び防火・避難施設の維持管理の不備により、大きな被害を出した過去の火災事例を挙げ、その問題点を整理するとともに、点検の必要性を理解させる。

2 防災管理上必要な構造及び設備の維持管理の重要性

(1) 目標

建築物及び設備の安全性の確認や家具等の移動、転倒防止措置等の防災管理上必要な構造及び設備の維持管理の重要性を理解させるとともに、各々の防火対象物に即した地震等災害の被害の軽減対策の方法を自ら考えることができる能力を養う。

(2) 重点事項及び説明内容

建築物の耐震診断や家具等の移動及び転倒防止手法について理解させ、その実施・維持管理体制の重要性を理解させる。

3 点検体制の確立の必要性

(1) 目標

消防用設備等及び防火・避難施設の点検のあり方について説明し、組織的な点検体制の確立の必要性を理解させるとともに、消防用設備等の点検報告制度についてその概要を理解させる。

(2) 重点事項及び説明内容

- ア 消防用設備等及び防火・避難施設の機能を正常に維持するためには、日頃からその機能について点検を行うとともに、定期的な所定の点検を行う必要があること及びそのための体制の確立の必要性があることを理解させる。
- イ 防火対象物の用途、規模等に応じた点検体制のあり方について説明する。
- ウ 消防法に規定する消防用設備等の点検報告制度の概要について説明する。

4 日常点検の要点

(1) 目標

主要な消防用設備等及び防火・避難施設等並びに防災管理上必要な構造及び設備等の種類に応じ、日常の機能保持等に必要な自主点検時の要点を説明する。

(2) 重点事項及び説明内容

点検時の要点について、具体的な例を挙げて説明する。その際、消防用設備等及び防火・避難施設の種類によっては、訓練を兼ねて点検を行うことが効果的であることを説明する。

- ア 警報設備 主として自動火災報知設備及び放送設備について説明する。
- イ 消火設備 主として消火器、屋内消火栓設備及びスプリンクラー設備について説明する。
- ウ 避難設備 主として救助袋、緩降機及び誘導灯について説明する。
- エ 防火施設 主として防火区画、防火戸及び防火シャッターについて説明し、特に防火戸等の閉鎖障害の排除の必要性について説明する。
- オ 設備、家具等の固定措置について説明する。
- カ 装飾物・ガラス等の落下破損防止措置について説明する。
- キ 避難施設 主として階段、廊下及び通路について説明し、特に物品放置、施錠等による避難障害の排除の必要性について説明する。

第4 防火管理及び防災管理に係る訓練及び教育（2時間30分）

この講習事項では、主に以下に掲げる内容について、受講者に理解させることを目的とする。

- 緊急時に対応する訓練のあり方に関すること
- 自衛消防組織の編成及び防災センターの意義及びそのあり方に関すること
- 消防用設備等及び防火・避難施設の操作要領に関すること
- 従業員教育の内容及び実施方法に関すること

1 緊急時に対応する訓練のあり方

(1) 目標

緊急時の対応を理解させ、実技又は映像等を通して具体的かつ効果的な訓練の方法を理解させる。

(2) 重点事項及び説明内容

ア 通報訓練

(ア) 火災発生時における迅速かつ的確な通報の重要性について、過去の火災事例、火災通報の録音テープ等を活用して説明する。

(イ) 加入電話による通報の要領を説明し、可能であれば通報訓練を体験させる。また、携帯電話の通報要領について説明する。

イ 消火訓練

映像等を活用して各種消火器の取扱要領の説明を行い、可能であれば消火訓練を体験させる。

ウ 避難訓練その他防災管理のために必要な訓練映像等を活用して、地震等の災害時の避難誘導や救出救護活動の要領の説明を行い、可能であれば実技を体験させる。

2 自衛消防組織の編成及び防災センターの意義及びそのあり方

(1) 目標

自衛消防組織のあり方を理解させるとともに、防災センターの役割を把握させ、その活動内容を理解させる。

(2) 重点事項及び説明内容

ア 自衛消防組織の編成方法について、具体例を挙げて説明する。

イ 自衛消防活動の内容について、事例を挙げて具体的に説明する。なお、必要に応じ、防災センター等の意義及び役割についても説明する。

ウ 具体的な自衛消防訓練の例に触れながら、防火対象物の特性に応じた実戦的、効果的な訓練方法を自主的に計画し、実施できるような能力を養う。

3 消防用設備等及び防火・避難施設の操作要領

(1) 目標

消防用設備等及び防火・避難施設の操作要領について、実技又は映像等を通して修得させる。

(2) 重点事項及び説明内容

映像等を活用して主要な消防用設備等の操作要領の説明を行い、可能であれば訓練用設備を用いて操作を体験させる。

4 従業員教育の内容及び実施方法

(1) 目標

従業員に教育すべき重要事項を理解させ、模範的な教育の事例を示すことにより従業員教育のあり方を考えさせる。

(2) 重点事項及び説明内容

ア 従業員の日常における行動の中で特に留意すべき危険な行為(物品の放置等による防火戸の閉鎖障害、不用意な物品等の高所積み上げ並びに通路及び階段への可燃性物品、避難障害物品の放置等)の具体例を挙げ、従業員に教育する重要事項を理解させる。

イ 従業員教育が適切に行われている模範的な教育事例を挙げ、従業員教育のあり方を説明する。

第5 防火管理及び防災管理に係る消防計画（2時間30分）

この講習事項では、主に以下に掲げる内容について、受講者に理解させることを目的とする。

○ 防火管理及び防災管理に係る消防計画の作成に関すること

1 防火管理及び防災管理に係る消防計画の作成

(1) 目標

地震等の災害の被害の想定や過去の火災事例に基づき、建物の危険要因、建物火災の発生要因及び延焼拡大性状を勘案した緊急時の対応のあり方を考えさせるとともに、消防計画の作成能力を養う。

(2) 重点事項及び説明内容

ア 地震発生時における建築物及び在館者の被害を想定し、また、過去の火災事例を基に自己の建物に潜在する火災危険性を認識させ、緊急時に対応するための必

要な対策を立てることの重要性を理解させるとともに、日常の火災予防活動等の方法と併せ、消防計画として作成することの必要性を理解させる。

イ 緊急時に対応可能な消防計画の作成及びその訓練を通じた実効性の確保は、防火管理者の行うべき業務の基幹をなすものであることを理解させる。

ウ 消防計画に必要とされる基本的な事項について、具体的に説明する。

(ア) 緊急時に対応するための自衛消防活動の内容、活動内容に対応した自衛消防組織の編成及びそれらを踏まえた訓練の実施等

(イ) 日常の火災予防活動等において必要な火元責任者を中心とした火気管理組織、防災設備の点検体制、家具等の移動及び転倒防止対策の実施及び点検体制、従業員に対する定期的な防災教育体制等

(ウ) 防火管理及び防災管理業務の一部を警備業者等外部の者に委託する場合の消防計画の内容

エ 自己の防火対象物にあった消防計画を防火管理者自らが作成し、その計画に基づいた防火管理を実施することの重要性を理解させる。

甲種防火管理再講習と防災管理再講習を併せて実施する 講習の内容に関する指針

第 1 おおむね過去 5 年間に於ける防火管理及び防災管理に関する法令の改正の概要 に関する事（1 時間 3 0 分程度）

1 防火管理及び防災管理に関する法令の改正の概要

(1) 目標

おおむね過去 5 年間に改正された防火管理及び防災管理に関する消防法令等の概要並びに当該改正事項と防火管理及び防災管理との関係について理解させる。

(2) 重点事項及び説明内容

おおむね過去 5 年間に改正された消防法令等の改正内容を説明するとともに、当該改正に伴う防火管理及び防災管理業務の要点について説明する。

第 2 災害事例等の研究に関する事（1 時間 3 0 分程度）

1 目標

最近の火災事例及び火災以外の災害事例に基づき、防火管理及び防災管理業務の基本的事項（被害発生及び拡大防止、設備等の維持管理、訓練、従業員等関係者への教育等）の重要性を再認識させる。

2 重点事項及び説明内容

(1) おおむね過去 5 年間に発生した火災事例及び火災以外の災害事例を紹介し、当該事例を踏まえた防火管理及び防災管理上の教訓について説明する。

(2) 上記教訓から自己の防火対象物に潜在する危険性を認識させ、必要な対策を講じることと、日常の火災予防活動、被害予防活動等が重要であることを説明する。また、最近の違反処理事例を説明し、消防法令違反の罰則について理解させる。

第 3 その他

併催再講習における各講習事項の講習時間については、本指針で定めた講習時間を参考に、各消防本部等における講習実施経緯等を踏まえ対応いただきたいこと。

自衛消防業務講習及び追加講習の内容に関する指針

第1 自衛消防業務新規講習

1 防火管理及び防災管理の意義及び制度（3時間）

防火管理制度及び防災管理制度の概要並びにその意義、火災及び地震災害の現象についての一般知識、建築物の防災計画の意義及びその基本的考え方等についての講義を行う。

2 自衛消防組織並びにその統括管理者及びその要員の役割と責任（3時間）

自衛消防組織の役割と重要性、統括管理者及び中核となる自衛消防組織の要員（統括管理者の直近下位の内部組織で規則第4条の2の1 1各号に掲げる業務を分掌するものを統括する者をいう。以下「班長」という。）の果たすべき責務、防災センター等の役割及び指揮命令方法、自衛消防組織の構成員への教育訓練方法等についての講義を行う。

3 防災設備等に関する知識（1時間）

個々の消防用設備等、防火・避難施設その他の活動用資機材の概要及びその取扱い方法についての講義を行う。

4 防災設備等の取扱い並びに自衛消防組織の統括管理者及び要員の災害対応に係る総合訓練（5時間）

(1) 個々の消防用設備等、防火・避難施設その他の活動用資機材について、実際の設備、施設及び資機材を利用した実習訓練を行う。

(2) 火災・地震等の発生時において、自衛消防組織の統括管理者及び要員が防災センター及び災害発生現場においてどのように対応すべきかについて、火災・地震等の発生から初期対応、避難誘導及び消防隊の到着に至るまでの経過を想定し、指揮本部である防災センター等を活用した総合訓練を行う。

5 効果測定（1時間）

講習終了後、受講者が講習の内容を理解し自衛消防組織の要員として必要な知識及び技能を十分に修得したかどうかを把握するため、効果測定を行う。なお、効果測定の結果又は講習内容についての理解が十分でないと判断される者に対しては、再度必要な講習科目を受講させる等の措置を講ずる。

第2 自衛消防業務再講習

1 防火管理、防災管理及び消防用設備等に関する制度改正の概要（1時間）

過去5年間に改正された防火管理及び防災管理に関する消防法令等の概要並びに

当該改正事項と防火管理及び防災管理との関係についての講義を行う。

2 災害事例研究（1時間）

最近の火災事例及び災害事例に基づき、防火管理及び防災管理業務の基本的事項（被害発生防止及び拡大防止、設備等の維持管理、訓練及び従業員等関係者への防災教育等）の重要性について講義を行う。

3 自衛消防組織の統括管理者及び要員の災害時における対応に係る総合訓練（2時間）

大規模・高層の防火対象物において過去に発生した火災及び地震等の事例を踏まえ、自衛消防組織の統括管理者及び要員が、防災センター等及び災害発生現場においてどのように対応すべきかについて総合訓練を行う。

4 効果測定（1時間）

講習終了後、受講者が講習の内容を理解したかどうかを確認するため、効果測定を行う。なお、効果測定の結果、講習内容についての理解が十分でないと判断される者に対しては、再度必要な講習科目を受講させる等の措置を講ずるものとする。

第3 追加講習

1 防災管理に関する一般知識（30分）

防災管理制度の概要及びその意義、地震災害に関する一般知識等についての講義を行う。

2 自衛消防組織及びその要員の役割と責任並びに災害時における具体的対応（1時間）

自衛消防組織の統括管理者及び班長の果たすべき役割と重要性、責務、指揮命令方法、自衛消防組織の要員への教育訓練方法等についての講義を行う。

3 地震災害時における対応及びその訓練の実施方法（1時間30分）

地震の発生時において、自衛消防組織が防災センター等や災害発生現場においてどのように対応すべきか、またその訓練の実施方法について映像等を活用して講義を行う。

4 効果測定（30分）

講習終了後、受講者が講習の内容を理解し自衛消防組織の要員として必要な知識及び技能を十分に修得したかどうかを確認するため、効果測定を行う。

なお、効果測定の結果、講習内容についての理解が十分でないと判断される者に対しては、再度必要な講習科目を受講させる等の措置を講ずるものとする。